

年 月 日

尾張県民事務所長 殿

住所 〒470-2101
愛知県知多郡東浦町
大字森岡字葭野41番地
申立者 東部知多衛生組合
管理者 岡村 秀人

申 立 書

既存ごみ焼却施設解体工事において以下の内容について申し立て致します。

1) 汚染土壌に対する対応方針

当工事エリア北西部の大府市発注雨水調整池工事（別途工事）にて土壌の自主調査の結果、ふっ素・砒素・鉛の3項目が環境基準値を若干超えていると大府市下水道課より報告を受けた。

本来、当工事エリア内においても土壌調査を引き続き実施し、処理方法を検討していくべき所であるが、一体の事業として施工した「ごみ処理施設建設工事」において工事着工までの工程が逼迫しており調査結果を待って対応を検討するという手順では、工期に大きく影響し竣工も大幅に遅延するため、調査を省略し、工事敷地全体をふっ素、砒素及び鉛の第二溶出量基準不適合とみなす場所として工事を進めたことと整合を図り、本工事においても工事敷地全体をふっ素、砒素及び鉛の第二溶出量基準不適合とみなす場所として工事を進めることとする。

※ごみ処理施設建設工事と既存ごみ焼却施設解体工事の工事敷地全体範囲、
第二溶出量基準不適合とみなす場所：【別紙2】参照

2) 汚染の原因と考察

「知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価書（環境アセス）」の土壌調査結果（H24.10月）にもあるように、土壌の汚染に係る環境基準項目は全て環境基準値に適合していること、登記事項証明書及び1961年以降の航空写真や過去の地図等土地の利用履歴から既存工場が建設されるまでは田畑で、特定有害物質等取扱事業所は存在しないなどの理由から、当敷地における土壌汚染は自然由来又は盛土由来が起因した可能性は高い。

しかし、断定するには証明データが不足しているため、主な原因は不明である。

地下水については、大府市発注雨水調整池工事エリアの地下水観測井戸（敷地北西部：上流部）から「ふっ素」が環境基準値を若干超える分析結果が出ているが、地質断面図から想定した下流部（敷地南東部）の当組合所有地下水観測井戸（地点2）からも環境

アセス調査時にふっ素・ほう素が環境基準を超えている分析結果が出ている。

※別紙 1-1～1-14：H25.4月調査報告抜粋（地点 2・地点 4 計量証明書等）参照

「フッ素」について、下流部・上流部で環境基準を超過しているが、敷地内での特定有害物質の取扱履歴がないことから、敷地外部からのもらい汚染の可能性が高いと想定され、「ほう素」については、上流部で環境基準に適合しているものの、下流部においては環境基準を超過している。但し、敷地内で特定有害物質の取扱履歴がないことや土壤汚染が確認されていないことから、原因は不明である。

※地下水観測井戸配置：【別紙 2】参照

3) 応急措置・恒久措置

① 応急措置

- ・掘削工事エリア廻りに遮水壁（山留：シートパイル等）を打設し、地下水の拡散防止を図る。また、工事用排水は仮設沈砂池へ送水し、池内の上澄水を水中ポンプにて濁水処理設備へ送水、pH・SS 処理を行い設定した管理基準で管理し処理水を場外雨水樹へ放流する。

なお、土工事期間中は濁水処理設備の放流水監視槽内の処理水を 1 回/月分析し、結果に異常がみられた場合は速やかにそれらに対応した装置を増設することを検討する。

※山留・掘削計画図：【別紙 3】参照（※H31 年度に添付）

※濁水処理設備システムフロー：【別紙 4】参照（※H31 年度に添付）

② 恒久措置

- ・「ふっ素」については、もらい汚染であるため揚水処理を講じず地下水モニタリングを行う。
- ・「ほう素」の地下水汚染については、ほう素の取扱履歴がないことや土壤汚染が確認されていないことなどから原因が不明であるため、措置として地下水モニタリングを行っていく。
- ・地下水モニタリングを行う地点について、東部知多クリーンセンターの現施設の建設前にボーリングによる地盤調査（昭和 59 年）を 4 地点で実施しており、この調査における 4 地点の位置及び柱状図を基に地盤を推定した結果は「別紙 5」の通りである。

柱状図の同じ性状の地層を見ると、No.2 と No.3 の A-B 断面、No.3 と No.4 の B-C 断面とともに、No.3 が低くなるような形状となっている。

地層の形状が No.3 が低くなるように傾いていること及び周辺の地形から、地下水は概ね北西から南東に向かって流れていると推定される。

なお、当該地の土壤汚染は自然由来または盛土由来と推定されるが、盛土由

来の土壌汚染の影響が地下水に最も顕著に表れる地点は、地下水流向を考慮すると、No.3 付近と考えられるため、地下水モニタリングの地点は No.3 付近の井戸（地点 2、地点 4）とする。

また、その他にも No.4 付近の井戸（地点 1、地点 3）でも地下水モニタリングを実施する。

- ・「ふっ素・ほう素・砒素・鉛」の 4 項目について工事着手後、当面は 4 回/年地下水観測井戸（地点 2・地点 4）、地下水観測井戸（地点 1・地点 3）の水質測定を実施する。

測定結果は 1 回/年愛知県知事に報告する。

ただし、異常があった場合は都度報告する。

※事業区域の土質及び地下水流動状況、観測井戸設置箇所：【別紙 5】等参照

4) 今後の対応

① 土工事での対応策

- ・掘削した土壌を再利用するために工事敷地内に一時的に仮置きする場合は、シート掛けをするなどして飛散防止を図る。
- ・万が一、掘削した土壌を搬出する場合は、汚染土壌処理業者へ搬出し、適正処分する。併せて、「汚染土壌処理計画書」を作成し、尾張県民事務所へ提出する。

◎汚染土壌処理計画書には以下の項目を記述する。

「届出者」、「土壌汚染場所の所在地」、「汚染土壌の有害物質による汚染状態」、「汚染土壌の体積」、「汚染土壌の運搬方法（運搬フロー図・緊急連絡体制表）」、「汚染土壌を運搬する者の名称」、「汚染土壌を処理する者の名称」、「汚染土壌を処理する施設の所在地」、「汚染土壌の搬出着手予定日」、「汚染土壌の搬出完了予定日」、「汚染土壌の運搬完了予定日」、「汚染土壌の処理完了予定日」、「自動車等の使用者の名称及び連絡先」

◎汚染土壌処理計画書には、以下のものを添付する。

「形質変更を行う区域の図面」、「形質変更を行う区域の状況を明らかにした図面」、「形質変更を行う区域の平面・断面図及び施工方法」、「使用予定の管理票の写し」、「自動車等の構造を記した書類」、「汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類」、「汚染土壌処理施設の許可証の写し」

② 環境保全対策

< 飛散防止 >

- ・掘削エリアに遮水壁を設けるほか、敷地周囲には万能鋼板による囲いを設置し、周辺への粉塵等の飛散を防止する。また、粉塵飛散のないことを確認するため、毎日 2 回敷地境界において総粉じん量の測定を行う。

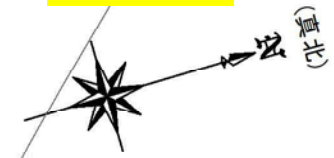
- ・掘削作業中は散水して粉塵の飛散を防止する。
- ・鉄板を敷き、タイヤへの土壌の付着を防止する。
- ・雨天・強風時には土壌が露出した箇所(掘削部ならびに仮置き土)をシートで養生し、飛散を防止する。

<排水基準適合の確認>

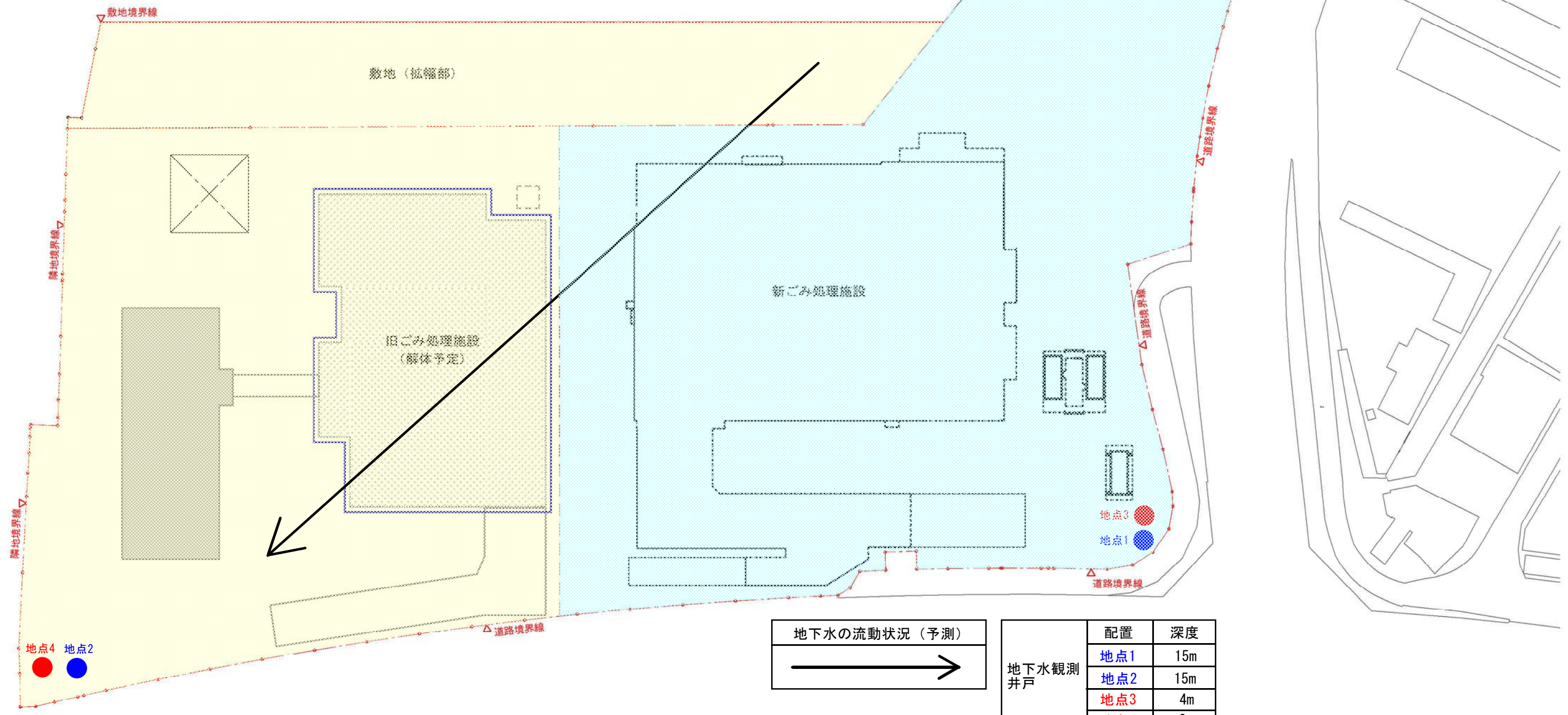
- ・掘削時に発生する湧水は仮設沈砂池に送水し、上澄み水を濁水処理設備にて処理の後、流出・漏洩のおそれのないタンク等に溜め、ふっ素、砒素及び鉛について基準に適合することを確認して放流する。

<作業員への教育>

- ・土壌汚染のリスク及び拡散防止の必要性、そのための本工事における上記対策について、入場者教育により関係する作業員を網羅した教育、周知を徹底する。



- : ごみ処理施設建設工事の工事敷地全体範囲
〔※第二溶出量基準不適合とみなす場所 (H28年10月14日申出)〕
- : 既存ごみ焼却施設解体工事の工事敷地全体範囲
〔※第二溶出量基準不適合とみなす場所 (今回申出)〕
- : 切土 (掘削) 範囲を示す (※土地の形質の変更 今回追加分)



	配置	深度
地下水観測井戸	地点1	15m
	地点2	15m
	地点3	4m
	地点4	3m